世界知的所有権機関事務局分担金

特許庁総務部　国際政策課

令和５年度概算要求額　　**1.1　億円　（　1.0　億円　）**

事業の内容

事業目的

WIPOは、①新たな国際条約の締結の奨励、発展途上国に対する援助など、世界的規模での知的財産権保護の促進、②WIPOが管理する諸同盟の行政事務を一本化し、効率的に管理することを目的として設立されたものであり、分担金はWIPOの運営を目的として、各国に割り当てられた義務的資金です。

事業概要

WIPOは知的財産に関する国連の専門機関であり、令和4年8月現在世界193か国が加盟しています。グローバルIPサービス（知的財産に係る国際出願の受理・公報発行等）、知的財産に関するルールメイキング、知的財産分野での途上国支援が主な事業です。
また、世界知的所有権機関分担金は、世界知的所有権機関設立条約第11条(2)において、WIPO運営費を支払うことが加盟国に義務づけられており、我が国は等級Ⅰ（その他の等級Ⅰの加盟国：アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ）に分類されて、これを特許庁73.4%、文化庁26.6%の比率で支払っています。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

成果目標

分担金を通じて、WIPOの事業実施に貢献し、世界知的所有権機関を設立する条約へ加盟した国の数を維持させること、
WIPOにおける我が国の発言力・影響力を確保するべく、調整委員会又は計画予算委員会のメンバーシップを確保すること、
知的財産権保護を推進するため、WIPOにおける会議を着実に開催すること、
日本のプレゼンス向上を図るべく、WIPOの職員数に占める日本人職員数の割合及びWIPOの幹部職員数に占める日本人幹部職員数の割合を高めること、
を目指します。